

事務連絡  
令和5年5月24日

全国健康保険協会 }  
健康保険組合連合会 } 御中  
健康保険組合 }

厚生労働省保険局保険課

資格取得届等への個人番号等の記載の徹底及び  
事業主の届出から5日以内でのデータ登録について

健康保険制度の円滑な実施について、平素より格段のご協力、ご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会」において、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けた課題の整理と必要な対応の検討が行われ、本年2月17日に中間とりまとめが公表され、「オンライン資格確認等システムについて、保険者の迅速かつ正確なデータ登録を徹底するため、資格取得届への被保険者の個人番号等の記載義務を法令上明確化するとともに、保険者は、事業主による届出から5日以内にデータ登録を行うこととする」こととされました。

これを踏まえ、今般、関係省令を改正し、6月1日に施行する予定であることから、当該改正省令の施行に向け、迅速かつ正確なデータ登録のため、下記のとおり、対応を行っていただきますようお願い申し上げます。

記

1. 資格取得届への被保険者の個人番号等の記載の徹底

今般、「「オンライン資格確認等システムにおける正確な資格情報等の登録について」の一部改正について」（令和5年5月23日付け保保発0523第2号、保国発0523第1号、保高発0523第1号、保連発0523第1号厚生労働省保険局保険課長、国民健康保険課長、高齢者医療課長、医療介護連携政策課長連名通知。）においてお示ししたとおり、オンライン資格確認における迅速かつ正確なデータ登録の更なる徹底を図る観点から、6月1日（木）以降、新規加入者に係る資格取得届及び被扶養者異動届（以下「資格取得届等」という。）については、当該届出に個人番号ほか必要な事項が記載されていない場合には、5情報（漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所）がすべて記載されている場合に限って届出を受け付けることとし、5情報のいずれかの情報が記載されていない場合については、事業主に当該情報の記載を求めていただくようお願いいたします。

なお、当該関係省令の改正においては、事業主が資格取得の届出を行うために必要があるときは、被保険者に対し、個人番号の提出を求め、又は記載事項に係る事実を確認することができるものとする規定を設けることとしており、この点についてもご留意いただきますようお願いいたします。

## 2. 事業主の届出から5日以内でのデータ登録

事業主から、6月1日（木）以降、新規加入者に係る資格取得届出等の提出を受けた保険者は、被保険者及び被扶養者が保険医療機関等でオンライン資格確認を受けることができるようにするため、当該届出を受けた日から5日以内に、被保険者等の資格に係る情報を、医療保険者等向け中間サーバー等へ登録いただきますようお願いいたします。

なお、医療保険者等向け中間サーバー等へ登録する際の留意事項については、「オンライン資格確認等システムにおける正確な資格情報等の登録について」（令和5年4月14日付け保保発0414第1号、保国発0414第1号、保高発0414第1号、保連発0414第1号厚生労働省保険局保険課長、国民健康保険課長、高齢者医療課長、医療介護連携政策課長連名通知）でお示ししているところであり、必要に応じて、当該通知を参照いただきますようお願いいたします。